

## 半田市在日外国人特別給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律（昭和56年法律第86号）の施行に伴い、同法の施行日前に20歳に達していた外国人の重度心身障がい者及び大正15年4月1日以前に出生した70歳以上の外国人の高齢者に対し、半田市在日外国人特別給付金（以下「特別給付金」という。）を支給するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 重度心身障がい者

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障がい者手帳の交付を受けた者で身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる障がいの級別が1級若しくは2級の者又は更生労働大臣の定めるところにより愛知県知事から療育手帳の交付を受けている者でその判定区分が「A」であるものをいう。

(2) 公的年金等

児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項に規定する公的年金たる給付又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第4条の8に規定する年金たる給付であって政令で定めるものをいう。

(支給の要件)

第3条 特別給付金を受けることのできる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 本市に引き続き1年以上居住し、外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき登録されていること。ただし、帰化した者にあつては、帰化した日以後は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき記録されていること。
- (2) 昭和57年1月1日現在において、外国人登録法に基づき登録されていること。
- (3) 公的年金等を受給していないこと。

2 前項の規定するもののほか、重度心身障がい者にあつては、昭和57年1月1日以前に重度心身障がい者であった者又は同日以後に重度心身障がい者となったものでその障

がいの発生原因になった傷病に係る初診日が当日前に属するもの。

(特別給付金の額)

第4条 特別給付金の額は、次のとおりとする。

区 分	月 額
重度心身障がい者	20,000円
高 齢 者	10,000円

2 前項に規定する特別給付金の区分がいずれにも該当する場合は、月額20,000円を限度とする。

(支給の申請)

第5条 特別給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、半田市在日外国人特別給付金支給申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 外国人登録証明書の写し

(2) 身体障がい者又は知的障がい者にあつては、第2条に規定する身体障がい者手帳又は療育手帳

(支給の決定等)

第6条 市長は、前条の規定により特別給付金の支給の申請があつたときは、その内容を審査し、支給の適否を決定し、半田市在日外国人特別給付金支給・却下決定通知書(様式第2)を申請者に交付する。

(特別給付金の支給)

第7条 市長は、前条の規定による支給の決定を受けた者(以下「支給対象者」という。)であつて、かつ、第9条に定める支給の停止に該当しない者(以下「受給者」という。)に対し、第5条の申請があつた日の属する月の翌月分から、受給権が消滅した日の属する月分までの特別給付金を支給するものとする。

2 前項の規定による特別給付金の支給は、毎年3月及び9月に、それぞれに支給月までの分を支給する。ただし、特別給付金を受ける理由が消滅したときは、支給期月にかかわらず、その月までの分を支給することができる。

3 受給者が死亡したときは、当該受給者が受けるべき特別給付金については、その遺族(遺族がないときは、葬祭を行う者とする。)の代表者に支給する。

(届出)

第8条 支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する理由が生じたときは、速やかに半

田市在日外国人特別給付金資格変更・喪失届（様式第3）を市長に届出なければならぬ。

- (1) 第11条の規定により受給権が消滅したとき。
  - (2) 支給対象者が住所又は氏名を変更したとき。
  - (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の開始又は廃止があったとき。
- (支給停止)

第9条 市長は、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該期間中特別給付金の支給を停止する。

- (1) 身体障害者福祉法第5条に規定する身体障がい者更生援護施設に入所したとき。
  - (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第5条に規定する知的障害者援護施設に入所したとき。
  - (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム又は同法第20条の5に規定する特別養護老人ホームに入所したとき。
  - (4) 生活保護法による保護を受けているとき。
- (支給停止の通知等)

第10条 市長は、前条に規定する特別給付金の支給を停止する理由が生じたとき又は消滅したときは、半田市在日外国人特別給付金支給停止・停止解除・廃止通知書（様式第4）を支給対象者に交付する。

(受給権の消滅)

第11条 支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、特別給付金を受ける権利は消滅するものとする。

- (1) 死亡したとき。
  - (2) 第3条に規定する支給の要件に該当しなくなったとき。
- (不正利得の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により特別給付金の支給を受けた者がいるときはその全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 第7条の規定にかかわらず、平成7年8月31日までに支給の申請をした者にあつては、特別給付金の始期は、同年4月とする。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。



様式第2（第6条関係）

## 半田市在日外国人特別給付金支給・却下決定通知書

半 第 号  
年 月 日

様

半田市長 印

年 月 日付けの申請書については、半田市在日外国人特別給付金支給要綱第6条の  
規定に基づき、下記のとおり 支給  
却下 決定しましたので通知します。

記

申請者氏名	
住 所	
生 年 月 日	年 月 日
支 給 金 額	月額 円
支給開始年月	年 月分から
却下の理由	

様式第3 (第8条関係)

半田市在日外国人特別給付金資格変更・喪失届

年 月 日

半田市長 殿

住 所.....  
 氏 名.....  
 電 話 (.....) - .....

半田市在日外国人特別給付金支給要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり届  
 出します。

記

(変更)

変更項目	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> その他 (.....)	
変更内容	変更前	.....
	変更後	.....
変更年月日	年	月 日

(喪失)

支給対象者	.....
変更内容	<input type="checkbox"/> 死亡した <input type="checkbox"/> 市外へ転出した <input type="checkbox"/> その他 (.....)
喪失年月日	年 月 日

特別給付金については、指定口座にお支払ください。

フリガナ	.....		
口座名義人	.....		
支 金 払 融 希 機 望 関	銀 行 信 用 金 庫 農 協 本店・支店	1 普通預金 2 当座預金	口 座 番 号 第 ..... 号
※ 未支払期間	年 月 から 年 月 から	※ 未支払期間	円

様式第4（第10条関係）

# 半田市在日外国人特別給付金

## 支給停止・停止解除・廃止通知書

半 第 号

年 月 日

様

半田市長 印

半田市在日外国人特別給付金支給要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり特別給付金の  
停止

支給を停止解除しましたので通知します。

廃止

記

支給対象者氏名	
住 所	
支 給 金 額	月額 円
停止・停止解除・ 廃止年月日	年 月分から
停止・停止解除・ 廃止の理由	
却下の理由	